

あんしん保険

NEW

休んでもあんしん保険

休んでもあんしん保険は ▶ 単独加入可能



約**36%**の割引で保険料がお手頃!※

※団体割引25%、損害率による割引15%(休んでもあんしん保険は団体割引のみ)

※損害率による割引の見直しにより、保険料を変更しています。

募集期間

2024年8月5日月～9月17日火

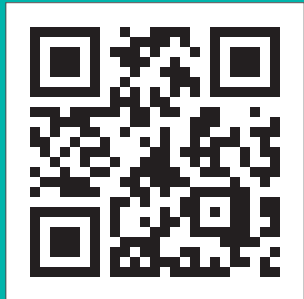
このリーフレットは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

あんしん保険の
ホームページが
新しくなりました!



お手続きはこちら

まずは二次元コードを読み取り
あんしん保険のホームページへアクセスしてください!



ホウムタロウ

所属コード

000000

ID

000*****

パスワード

<https://houmuanshin.com>

保険期間

2024年12月31日午後4時～2025年12月31日午後4時

払込方法

2025年1月給与より毎月引去り

あんしん 保険

休んでもあんしん 保険



あんしん保険には
誰が加入できるの？

組合員本人が基本セットに加入すれば
配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹、
同居の親族 (E・WEセットを除く) まで
同じ割引で加入ができます！
休んでもあんしん保険は組合員本人
のみご加入可能です。(単独加入可)



どうやってお手続き
したらいいの？

スマートフォンまたはPCでお手続き
になります。表紙の二次元コード
からあんしん保険のHPに
アクセスしていただき、
お手続きのページに進みます。



あんしん保険は何才
まで加入できるの？

ご退職後も組合員本人の年齢が
79才までご加入いただけます。
組合員が加入可能であれば、
ご家族はケガの補償・賠償責任の
補償は年齢制限はありません。

※休んでもあんしん保険は60才まで
ご加入可能です。



あんしん保険の
保険料はオトク？

あんしん保険は法務省共済組合のスケール
メリットなどにより
団体割引25%・損害率による割引15%で
約36%の割引を適用した保険料で
ご案内しています。



改定のご案内

- 改定①：休んでもあんしん保険(長期休職所得補償)が新たにできました。(詳細P9)
- 改定②：損害率による割引の見直しにより、保険料を変更しています。(詳細P5~P7)

NEW

ケガ

病気

賠償責任

長期休職所得

を補償する法務省共済組合の保険制度です。

お手続きについて

募集期間中（毎年、春と夏の2回募集期間があります。）

対象商品：ケガ（B・WB・E・WE）、病気（SS・SSW・SSL）、
賠償責任（K・FK）、長期休職所得（M・W）

- スマートフォンまたはPC・タブレットをご準備のうえ、ネット（e-団体ネット手続きシステム）でお手続きをお願いします。（P11・12を参照）

※夏の募集期間（8月5日～9月17日）は新規加入、内容変更（改姓を含む）、脱退、いずれの場合もネットでお手続きとなります。

※春の募集期間（例年4月頃）は新規加入はネット、内容変更（改姓を含む）、脱退の場合は支部のご担当者様へお申し出ください。書面でのお手続きをご案内します。

募集期間外

対象商品：ケガ（B・WB・E・WE）、賠償責任（K・FK）
※病気・長期休職所得は脱退のみ可

- 紙の「加入申込票（新規）」または「変更届出書兼中途脱退届出書（変更・脱退・改姓）」でお手続きとなります。支部のご担当者さまへお申し出ください。

自動継続の取扱いについて

- 前年からご加入の皆さまについてはご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

- *12月31日の更新時に補償内容、保険料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（募集期間前にご案内するパンフレットをご参照ください。）

- *法務省職員をご退職時の年令が満50才以上満79才以下の方で、組合員の資格を喪失する日（出向継続加入者が退職する場合にあつては、継続長期組合員の資格又は他の国家公務員共済組合の組合員の資格を喪失する日）の前日において、あんしん保険の現職制度に3か月以上加入している方は、退職後も79才まで継続加入できます。

あんしん保険の動画はこちら

（ケガ・病気・賠償責任）



休んでもあんしん保険の動画はこちら

（長期休職所得）



INDEX

制度概要 P1

保険金お支払例 P3

おすすめプラン P4

ケガの補償（基本セット）..... P5

病気の補償（オプション）..... P7

賠償責任の補償（オプション）..... P8

NEW 長期休職所得の補償 単独加入可能 ... P9

e-団体ネット手続きシステム

お手続きガイド P11

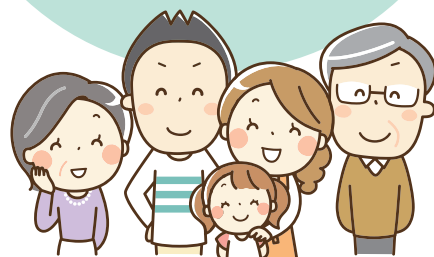
Q&A P13

重要事項のご説明等（PDFのみ*）..... P15

パンフレット（詳細版）のPDFはこちらから



※重要事項のご説明等はこちらからご確認ください。



保険金お支払例



保険金お支払例です。それぞれの補償内容はP5~P10をご参照ください。

ケガ(本人)

WBセット1口加入

バイクで転倒し骨折をし、手術をし、1週間入院した。

- 手術1回 入院×7日
お支払額 **59,500円**



ケガ(子ども)

Bセット1口加入

サッカーをしていて捻挫をし、10日間通院した。

- 通院×10日
お支払額 **18,000円**



ケガ(配偶者)

WEセット1口加入

料理中にやけどをし、3日間通院した。

- 通院×3日
お支払額 **7,200円**



ケガ(同居の親族)

Eセット1口加入

自宅で転倒し腕を骨折し、5日間入院した。

- 入院×5日
お支払額 **20,000円**



病気(入院・手術)

SSセット1口加入

盲腸になり緊急手術をし1週間入院をした。

- 手術1回 入院×7日
お支払額 **81,000円**

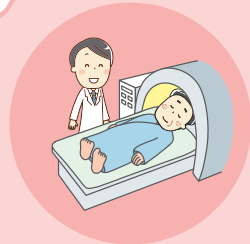


病気(放射線治療)

SSWセット1口加入

放射線治療をおこなった。

- 放射線治療1回
お支払額 **30,000円**

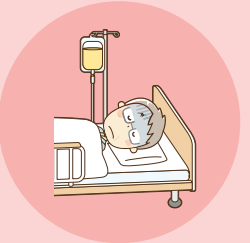


病気(三大疾病)

SSWセット1口加入

がんが診断され、治療のため5日間入院した。

- 診断 入院×5日
お支払額 **1,015,000円**



賠償責任

Kセット1口加入

自転車同士でぶつかり相手にケガをさせた。

- お支払額 **187,820円**



賠償責任

Kセット1口加入

風呂場の排水管から水漏れを起こし階下の住人の家財に損害を与えた。

- お支払額 **576,400円**



長期休職所得

Wセット1口加入

うつ病となり、長期就業障害(2年間)後、職場に復帰した。

- 支払対象期間9か月(免責期間455日)
お支払額 **450,000円**
※1か月を30日で計算



おすすめプラン



20代の方へおすすめ

NEW

ケガ(個人)

Bセット1口

960円

賠償責任

Kセット1口

90円

長期休職所得

Mセット1口

312円

※上記は20才～24才の保険料です。(Mセットは男性)補償の詳細は次ページ以降をご確認ください。



30～40代の方へおすすめ

NEW

ケガ(家族)

Eセット1口

3,880円

病気

本人

配偶者

SSWセット1口

1,090円

SSセット1口

440円

賠償責任

FKセット1口

90円

長期休職所得

Mセット1口

679円

※上記は40才～44才の保険料です。(Mセットは男性)補償の詳細は次ページ以降をご確認ください。



50代～の方へおすすめ

ケガ(家族)

Eセット1口

3,880円

病気

本人

配偶者

SSWセット1口

1,940円

SSセット1口

760円

賠償責任

FKセット1口

90円

※上記は50才～54才の保険料です。補償の詳細は次ページ以降をご確認ください。

① ケガの補償 [基本セット] 団体総合生活補償保険 (標準型)

おケガが原因で入院、通院、手術、死亡、後遺障害が残った場合に補償します。

こんな時にお支払いします



階段で
転び
ケガをした



車に
はねられて
死亡した



サッカーで
骨折した



料理中に
やけどを
した

保険料・保険金額 (基本セット4つ)

個人加入タイプ (Bセット・WBセット)

■被保険者本人 (補償の対象者) として登録できる方



※被保険者本人としてご登録いただいた方がのみが補償の対象者となります。

	Bセット	5口限度	ノーマルセット							
セット	月払保険料	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	(入院中の手術に対する) 傷害手術保険金	(入院中以外の手術に対する) 傷害手術保険金	天災危険補償	特定感染症危険補償	特定感染症危険補償(葬祭費用保険金額)	
B1口あたり	960円	580万円	2,700円	1,800円	27,000円	13,500円	-	-	-	

※Bセットの2口～5口の補償内容は、1口あたりの内容を整数倍したものとなります。

	WBセット	2口限度	ワイドセット				Bセットよりさらに補償拡大!		
セット	月払保険料	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	(入院中の手術に対する) 傷害手術保険金	(入院中以外の手術に対する) 傷害手術保険金	天災危険補償	特定感染症危険補償	特定感染症危険補償(葬祭費用保険金額)
WB1口	1,230円	540万円	3,500円	2,100円	35,000円	17,500円	○	○	300万円
WB2口	2,440円	1,080万円	7,000円	4,200円	70,000円	35,000円	○	○	300万円

⚠️ 注意事項

- 組合員の方は79才まで、ご家族の方はご加入年齢に制限はございません。
- ワイドセットとノーマルセットを組み合わせることも可能です。
- 同じ被保険者がワイドセット同士 (WBとWE) の重複加入はできません。
- ワイドセット (WB・WE) は天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約をセットしています。
- 被保険者1名あたりの保険金額が、傷害通院保険金日額2万円 (15才未満の場合は1万円)、傷害入院保険金日額3万円 (15才未満の場合は1万5,000円) を超えないものとします。
- ケガの補償は控除証明書の発行対象外です。(発行対象はP7病気の補償、P9長期休職所得の補償)

※損害率による割引の見直しにより、保険料を変更しています。

あんしん 保険



仕事に
ケガを
した



自転車に
乗って
いてケガを
した



地震で
物に接触
しケガを
した



特定
感染症に
罹患

＼WBまたはWEにご加入の場合はさらに補償拡大！

家族加入タイプ (Eセット・WEセット)

■被保険者本人(補償の対象者)として登録できる方



■補償の対象者の範囲(自動的に被保険者となる方)



(*) 上記「被保険者本人(補償の対象者)として登録できる方」で設定した方を本人といいます。

Eセット		3口限度	ノーマルセット						天災危険 特定感染症 特定感染症危険		
セット	月払保険料	支払事由に該当した方	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	(入院中の手術に対する) 傷害手術保険金	(入院中以外の手術に対する) 傷害手術保険金	補償	危険補償	補償(葬祭費用保険金額)	
E1口あたり	3,880円	本人	490万円	4,800円	3,300円	48,000円	24,000円	-	-	-	
		配偶者・親族	360万円	4,000円	2,700円	40,000円	20,000円	-	-	-	

※Eセットの2口~3口の補償内容は、1口あたりの内容を整数倍したものとなります。

WEセット		2口限度	ワイドセット						天災危険 特定感染症 特定感染症危険		
セット	月払保険料	支払事由に該当した方	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	(入院中の手術に対する) 傷害手術保険金	(入院中以外の手術に対する) 傷害手術保険金	補償	危険補償	補償(葬祭費用保険金額)	
WE1口	4,350円	本人	550万円	4,800円	3,000円	48,000円	24,000円	○	○	300万円	
		配偶者・親族	320万円	4,000円	2,400円	40,000円	20,000円	○	○	300万円	
WE2口	8,630円	本人	1,100万円	9,600円	6,000円	96,000円	48,000円	○	○	300万円	
		配偶者・親族	640万円	8,000円	4,800円	80,000円	40,000円	○	○	300万円	

Eセットよりさらに補償拡大!

2

病気の補償

[オプション] 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
 ※損害率による割引の見直しにより、保険料を変更しています。

あんしん 保険

病気が原因で入院・通院・手術・放射線治療などをした場合に補償します。

こんな時にお支払いします



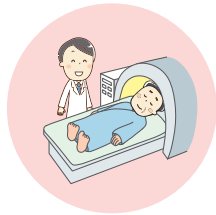
盲腸で緊急手術



急性心筋梗塞で入院



がんで入院し、退院後も治療のため通院



重粒子線治療(先進医療)を受けた

保険料・保険金額 (オプション3つ)

■被保険者本人 (補償の対象者) として登録できる方 (以下2点を満たす方)

下記の範囲の方でかつ、保険始期日(2024年12月31日)時点で生後15日以上満79才以下の方かつ、健康状況に関する告知の結果ご加入できると判断された方に限ります。



※被保険者本人としてご登録いただいた方が補償の対象者となります。

セット	疾病入院 保険金日額	(退院後) 疾病通院 保険金日額	(入院中の 手術に対する) 疾病手術保険金	(入院中以外の 手術に対する) 疾病手術保険金	疾病放射線 治療保険金	三大疾病 診断保険金額	先進医療費用 保険金額
SS1口あたり	3,000円	2,000円	60,000円	15,000円	30,000円	—	1,000万円
SSW1口あたり	3,000円	2,000円	60,000円	15,000円	30,000円	100万円	1,000万円

※2口の補償内容については、各保険金額を2倍した金額となります。ただし、先進医療費用保険金額は口数に関わらず、1,000万円です。

※SSセット・SSWセットは
重複加入できません。

三大疾病とはがん、急性心筋梗塞、脳卒中を指します

先進医療の詳細は厚生労働省HPを参照してください。

■SSLセット 2口限度 ※SSLセットはSSWセットの上乗せプランのため、単独加入や、SSセットと重複加入はできません。

セット	疾病入院 保険金日額	(退院後) 疾病通院 保険金日額	(入院中の 手術に対する) 疾病手術保険金	(入院中以外の 手術に対する) 疾病手術保険金	疾病放射線 治療保険金	三大疾病 診断保険金額	先進医療費用 保険金額
SSL1口あたり	3,000円	2,000円	60,000円	15,000円	30,000円	—	—

月払保険料	SSセット		SSWセット		SSLセット	
	1口	2口	1口	2口	1口	2口
生後満15日~満4才	320円	590円	370円	690円	270円	540円
満5~満9才	250円	450円	300円	550円	200円	400円
満10~満14才	150円	250円	200円	350円	100円	200円
満15~満19才	160円	270円	210円	370円	110円	220円
満20~満24才	230円	410円	290円	530円	180円	360円
満25~満29才	320円	590円	480円	910円	270円	540円
満30~満34才	410円	770円	690円	1,330円	360円	720円
満35~満39才	420円	790円	850円	1,650円	370円	740円
満40~満44才	440円	830円	1,090円	2,130円	390円	780円
満45~満49才	560円	1,070円	1,520円	2,990円	510円	1,020円
満50~満54才	760円	1,470円	1,940円	3,830円	710円	1,420円
満55~満59才	1,060円	2,070円	2,930円	5,810円	1,010円	2,020円
満60~満64才	1,530円	3,010円	5,100円	10,150円	1,480円	2,960円
満65~満69才	2,340円	4,630円	7,100円	14,150円	2,290円	4,580円
満70~満74才	3,490円	6,930円	9,570円	19,090円	3,440円	6,880円
満75~満79才	5,580円	11,110円	11,900円	23,750円	5,530円	11,060円

(2024年12月31日時点の満年齢)

⚠️ 注意事項

- 組合員本人は基本セット (B・WB・E・WE) にご加入の方のみオプションとして付けることができます。
- 被保険者本人として登録できる方のうち、組合員本人以外の方は、オプションである病気の補償のみの加入が可能です。
- 控除証明書の発行対象です。

3

賠償責任の補償 [オプション] 団体総合生活補償保険(標準型)

あんしん 保険

日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして、法律上の賠償責任を負ってしまった場合に、訴訟費用を含め1億円限度に補償します。

こんな時にお支払いします



自転車で人とぶつかってケガをさせてしまった



お店の商品を過って壊してしまった



水漏れを起こして階下の住人の家財に損害を与えた



ペットの犬が他人にケガをさせた

- 人から借りたもの、貸与されたもの(いわゆる受託物)については、補償の対象外となります。
(例) 他人から借りたカメラを落として壊した、学校から貸与されたタブレットを破損した。
- 自動車事故に起因するもの、借家の一部を破損し、オーナーに対して負った賠償責任などについては、補償の対象外となります。

保険料・保険金額(オプション1つ)

■被保険者本人(補償の対象者)として登録できる方

基本セット(B・WB・E・WE)のいずれかに被保険者本人として加入している方。

■補償の対象者の範囲 ※保険金支払事由発生時点で判断。※詳細はP28をご確認ください。



(*) 上記「被保険者本人(補償の対象者)として登録できる方」で設定した方を本人といいます。

Kセット・FKセット

1口限度

※Kセット・FKセットに重複して加入することはできません。

基本セットに応じて、セット名を選択してください。補償内容はKセット・FKセットどちらも1億円限度で同じです。

セット	月払保険料	日常生活賠償保険金額	対象となる基本セット名
K	90円	1億円	Bセット・WBセット(個人加入タイプ)
FK			Eセット・WEセット(家族加入タイプ)

! 注意事項

- 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 組合員の配偶者の方は、同居・別居に関わらず組合員本人の加入で補償の範囲に入りますので、重複してご加入しないようご注意ください。
- 賠償責任の補償は控除証明書の発行対象外です。(発行対象はP7病気の補償、P9長期休職所得の補償)

4

長期休職所得の補償

NEW

単独加入可能

団体長期障害所得補償

ケガや病気で働けなくなったときの収入をサポートします。

こんな時にお支払いします

ケガや病気で働けなくなり就業障害*が発生し、休職期間が免責期間の455日を経過し継続したとき下記の計算で保険金額をお支払いします。

支払基礎所得額（選択する口数に応じる）× 所得喪失率×約定給付率（100%）



病気で長期入院となり休職した



地震でケガをして長期の治療となり休職した



精神的ストレスからうつ病となり長期の治療のため休職した
●支払期間：24か月まで



妊娠で体調をくずし働けなくなり休職した

※就業障害とは？

- 免責期間（支払対象外期間）中 被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できないこと。
- てん補期間開始後 身体障害発生直前に従事していた業務にまったく従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること。

口数（支払基礎所得額（月額保険金額））は平均月間所得額の50%以内でお決めください。

例



Aさんが加入できる口数は？
年収=300万円の場合

（年収300万円÷12か月）×50%=約12.5万円≥12万円
▶ 支払基礎所得額 最高12万円（2口まで）となります。

あなたのご加入可能口数は？

（ 年収* 万円 ÷12か月）× **50%** = 万円 ▶ 口限度

※1万円未満は切り捨て

※ご加入直前12か月におけるボーナス・諸手当を含む税引前の金額 ※年収480万円以上の方は4口ご加入可能です。

保険料・支払基礎所得額（保険金額）

被保険者本人（補償の対象者）として登録できる方



Mセット・Wセット 4口限度

セット	支払基礎所得額（保険金額）	免責期間	補償期間（てん補期間）
M・W（1口あたり）	50,000円	455日	61才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで

※組合員本人のみが補償の対象者となります。

※2口から4口の保険料・補償内容は、1口あたりの内容を整数倍したものとなります。

月払保険料	1口	
	M（男性）	W（女性）
15~24才	312円	214円
25~29才	331円	281円
30~34才	389円	385円
35~39才	486円	550円
40~44才	679円	822円
45~49才	908円	1,088円
50~54才	1,091円	1,227円
55~59才	1,006円	1,006円
60才	1,626円	1,505円

（2024年12月31日時点の満年齢）



注意事項

- 組合員本人のみご加入可能です。ご退職後は自動的に脱退となります。
- 控除証明書の発行対象です。



長期休職所得の補償がどうしても必要なのかご存知ですか？

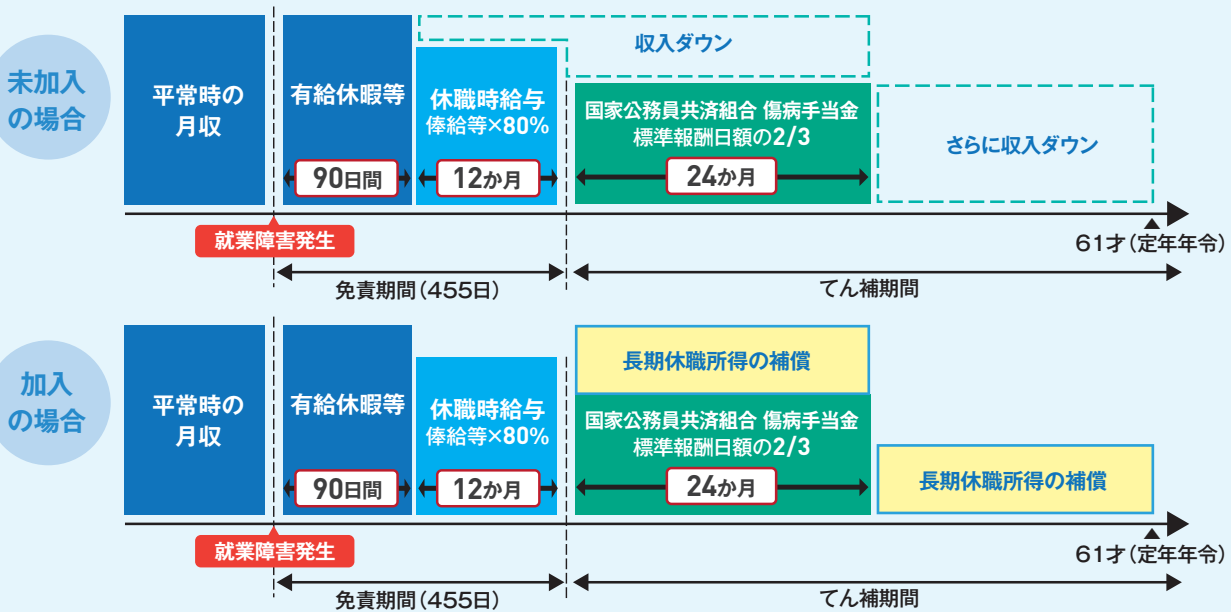
「働けなくなるリスク」は「死亡するリスク」よりも経済的な影響が大きいといえます。

死亡時	就業障害発生時
家族の生活費	家族の生活費
住宅ローン	住宅ローン
医療・介護費用	医療・介護費用
本人の生活費	本人の生活費

死亡時の備えとして「生命保険」に加入されていても、長期にわたり休職した場合の備えは、まだできていない方が多いのではないでしょうか。



休んでもあんしん保険に加入した場合と加入しなかった場合の収入の変化をみていきましょう。



休んでもあんしん保険ならこんなメリットが!

- 最長61才まで*1のロング補償*2
- 入院だけでなく、自宅療養中も補償
- 復職後も保険金支払要件を満たす場合は引き続き保険金をお支払い
- 退職後も保険金支払条件を満たす限り保険金をお支払い
- 精神障害についても最長24か月まで補償
- 天災による就業障害の場合も補償
- 妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害の場合も補償

*1 61才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までをいいます。
 *2 公務員の退職年令に合わせて段階的に年令をあげる予定です。



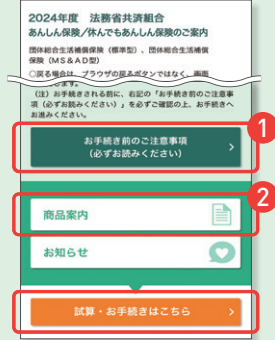
e-団体ネット手続きシステム お手続きガイド

1 二次元コード読み取り



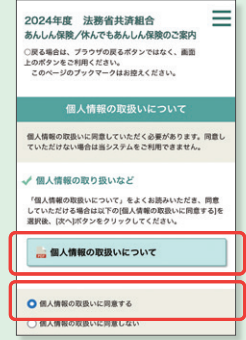
本冊子の表紙の二次元コードを読み取ってください。
(PCの場合はURLを使用)

2 トップ画面



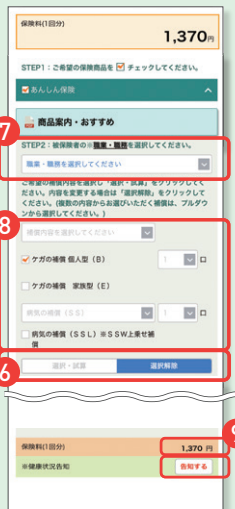
① ご注意事項、② 商品案内(パンフレット)をご確認のうえ、
試算・お手続きはこちらをクリックしてください。

3 個人情報の取扱いについて



「個人情報の取扱いについて」のPDFをクリックし、ご確認のうえ、「個人情報の取扱いに同意する」を選択して下さい。

6 補償内容を入力する(職業、セット、告知)



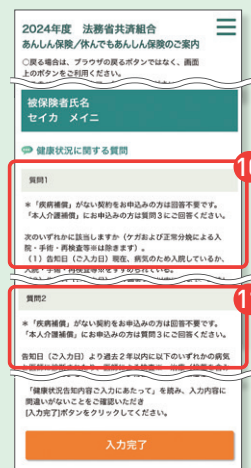
該当の被保険者欄の⑥ **選択・試算** が青色になっている状態(クリックで切替)にして下記の項目を入力してください。

- ⑦ 被保険者の職業・職務をプルダウンで選択。
- ⑧ ご希望の補償内容(セット・口数)を入力。

⑥ **選択解除** が青色になっている状態(クリックで切替)にすると、⑨ に保険料が表示されます。

(注) 病気の補償(SS・SSW・SSL)・長期休職所得の補償(M・W)に新規加入する方は、健康に関する告知が必要のため、右下の**告知する**をクリックしてください。

7 健康状況の告知

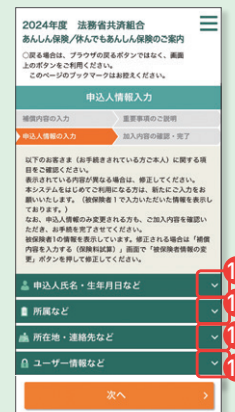


告知の質問は⑩、⑪の2問です。

(注) 質問3は回答不要です。質問の回答が一つでも「はい」になる場合は病気の補償のご加入は出来ません。



10 申込人情報入力



⑭～⑰を入力し、**次へ**をクリックしてください。

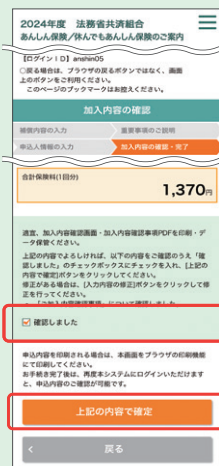
参考

申込人情報入力画面 (社員番号・所属名・アクセスコード)



- **社員番号**
未加入者の方のみ「⑨」を入力してください。
※既加入者は編集不要です。
- **所属名**
所属名はプルダウンでご選択ください。(五十音順・カナで表示されます)
- **アクセスコード**
「anshinhoken2024」を入力してください。

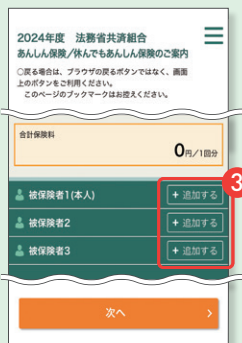
11 加入内容の確認



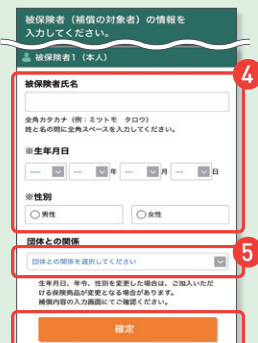
申込人情報・加入内容を確認し、問題なければ **確認しました** にチェックのうえ、**上記の内容で確定** をクリックしてください。



4 補償内容を入力する(被保険者追加)

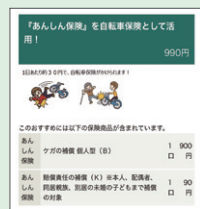
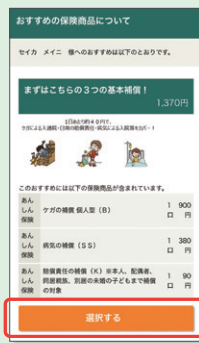


3 +追加する をクリックします。
(注) あんしん保険は組合員本人の加入(被保険者1)が必須となります。ご家族も一緒にご加入可能です。(被保険者2以降)



4 被保険者氏名、生年月日、性別を入力、5 団体との関係はプルダウンで選択したら、確定 をクリックしてください。

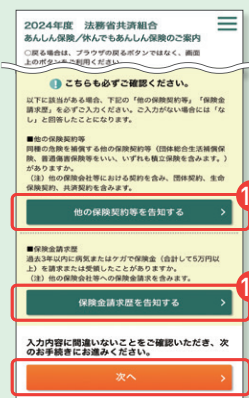
5 おすすめプランのご紹介



本冊子(P4)のおすすめプランが表示されます。

★おすすめプランでご加入希望の場合
…ご希望のプランの **選択する** をクリックしてください。
自動的におすすめプランの内容がセットされます。
★ご自分でセットを組み合わせてご加入希望の場合
…右上の×を押してください。セット入力画面に移ります
のでご希望のセットを選択してください。

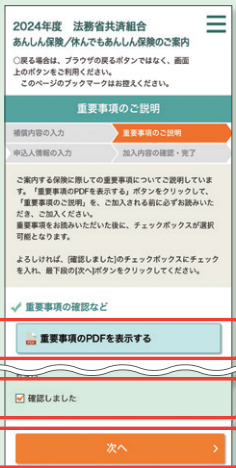
8 他の保険契約等の告知、保険金請求履歴



12 他の保険契約等の告知、13 保険金請求歴に該当がある場合は告知(入力)をしてください。
入力内容をご確認のうえ、次へ を押してください。



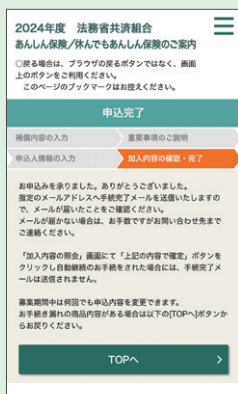
9 重要事項のご説明



重要事項のPDFを表示する をクリックし、ご確認のうえ 確認しました にチェックをいれて **次へ** をクリックしてください。
※PDFを開いた後にチェックボックスの選択が可能になります。
※本冊子(P2)に掲載されている二次元コードからも重要事項のご説明の確認が可能です。



12 申込完了



16 で入力したメールアドレス宛に手続き完了メールをお送りします。手続き完了後の手続内容確認や訂正方法についてはよくある質問(P14)に記載しています。画面右上の三を押すと商品案内やお問合わせ先の確認ができます。

参考

取消または被保険者削除の場合

× 選択内容を全てクリア を選択いただき、保険料が0円になっていることをご確認ください。
※注意：取消または被保険者全員脱退する場合は11の画面で保険料が0円になっていることを確認してください。



Q&A

● 制度について

Q1

組合員本人は加入必須ですか。

A1

組合員本人がケガの補償(基本セット)にご加入いただくことで、ご家族の方もご加入いただけます。詳細は、P5~P8の各補償プランをご確認ください。

Q2

長期休職所得補償に加入するにはケガの補償の加入も必要ですか。

A2

いいえ。長期休職所得の補償は単独でご加入いただけます。(組合員本人のみ)



● 補償について

Q1

ワイドセット(WB・WE)とノーマルセット(B・E)の違いは何ですか。

A1

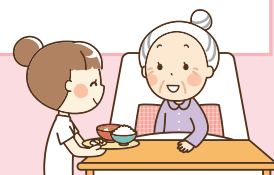
ワイドセットはノーマルセットに天災(地震・噴火・津波)によるケガや特定感染症に罹患した場合の補償がプラスされます。

Q2

三大疾病とは?

A2

がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中を指します。SSWセットではこれらの診断を受け、特約の支払要件を充足した場合に、一時金として保険金をお支払いします。



● 補償の範囲について

Q1

家族加入タイプに加入しています。別居の未婚の子は対象ですか。

A1

未婚であれば対象です。婚姻される場合は婚姻時点から補償が外れますのでご注意ください。(賠償責任の補償も同様の補償範囲です。)

Q2

配偶者の両親は補償できますか。

A2

補償できます。両親=実の父母、配偶者の父母(配偶者と離婚した場合を除く)、養親を含みます。

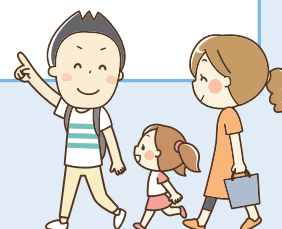


Q3

実の子どもの配偶者は補償できますか。

A3

補償できます。子ども=実の子ども、配偶者の連れ子、(配偶者と離婚した場合を除く)、実の子の配偶者、養子を含みます。





● e-団体ネット手続きシステムについて

Q1

手続き完了しましたが、手続き内容を確認・修正することは可能ですか？

A1

TOP画面の「試算・お手続きはこちら」押下後に出てくるポップアップ画面で「はい」をクリックいただき、ログインいただくと、「ご加入内容の確認」画面にて、ご確認が可能です。ログインの際には「ログインID」「パスワード」入力が必要です。

Q2

手続後にログインしようとしたがパスワードを5回以上間違えてロックがかかってしまいました。

A2

お手数ですが、お問い合わせ先の[代理店・扱者]までご照会ください。

Q3

手続後にログインしようとしたがパスワードを忘れてしまいました。



A3

TOP画面の「試算・お手続き画面はこちら」押下後に出てくるポップアップ画面で「はい」をクリックした後の「パスワードをお忘れの方はこちら」よりパスワード再発行のお手続きをお願いします。

Q4

エラー画面がでてしまいました。

A4

以下エラーメッセージと対策についてご確認ください。

① **ただいまシステムメンテナンス中です。**

→ お手続きは07:00～26:30に行なっていただけますようお願いいたします。

② **不正な画面遷移が行われました。**

→ ブラウザの戻るボタンの使用された場合には、再度TOP画面からお手続きをお願いします。

また、ご利用いただいている携帯に遷移元ページの情報が無いリクエストを2重に送信する古いタイプのアプリ(HTMLチェッカーなど)がインストールされている場合も同様のエラーとなります。その場合は、お手続きいただくパソコンを変更、もしくは別の端末(スマホやタブレット)で、再度お手続きを試していただけますようお願いいたします。

③ **所定の時間を超過しましたので接続を切らせていただきました。**

→ 画面を閉じて再度お手続き願います。

④ **同じブラウザで別の募集が手続き中です。**

→ ブラウザを閉じて再度お手続き願います。

⑤ **システムに障害が発生し、システムが現在使用できない状態になっています。**

→ 障害回復までしばらくお待ちください。



Q5

スマホでダウンロードしたファイルはどこに保存されますか？

A5

- **iphoneの場合**: ダウンロードボタンを押した後にURLの左横にあるダウンロードボタンをタップすることでダウンロードマネージャーを表示できます。メニューから「ダウンロード」を選択すると、ダウンロードリストにファイルが表示されます。虫眼鏡ボタンを押せば保存先のフォルダに遷移します。
- **アンドロイドの場合**: 基本的には本体内部ストレージの「Download」フォルダに保存されます。(iphoneやアンドロイドの機能変更に伴い仕様変更の可能性があります)

Q6

スマホでダウンロードしたファイルを閲覧した後、どのように手続きページに戻ったらよいですか？

A6

- **iphoneの場合**: ファイル閲覧画面の左上の「完了」ボタンを押下し、手続きページに戻ってください。
- **アンドロイドの場合**: ファイル閲覧画面の左上の「←」ボタンを押下し、手続きページに戻ってください。(iphoneやアンドロイドの機能変更に伴い仕様変更の可能性があります)

重要事項のご説明等

こんなとき、保険金をお支払いします



※印を付した用語については、P23～P24の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(WB・WEセットの場合、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(WB・WEセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● P23の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(WB・WEセットの場合、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<家族型への変更に関する特約をセットする場合(E・WEセット)> 上記に追加される事由 ● P23の「補償対象外となる職業」に従事するケガ 上記から除外される事由 ● 保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	① 入院*中に受けた手術*の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
傷害通院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>特定感染症による後遺障害保険金</p> <p>★特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>(WB・WE)セットのみ</p>	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p>	<p>$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金お支払の対象となります。) <p style="text-align: right;">など</p>
<p>特定感染症による入院保険金</p> <p>★特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>(WB・WE)セットのみ</p>	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。)</p> <p>①入院*した場合</p> <p>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合</p>	<p>$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{感染症入院の日数}$</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
<p>特定感染症による通院保険金</p> <p>★特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>(WB・WE)セットのみ</p>	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)</p>	<p>$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{感染症通院の日数}$</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
<p>特定感染症による葬祭費用保険金</p> <p>★特定感染症危険 「葬祭費用保険金」補償特約</p> <p>(WB・WE)セットのみ</p>	<p>補償対象者*が保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>(*)「補償対象者」とは、傷害補償特約における被保険者をいいます。</p>	<p>被保険者(保険契約者または補償対象者の親族*)が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) <p style="text-align: right;">次ページにつづく</p>

※印を付した用語については、P23～P24の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>特定感染症による葬祭費用保険金</p> <p>★特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約</p> <p>(WB・WE セットのみ)</p>			<p>前ページからの続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震、もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) <p>など</p>
<p>団体総合生活補償保険(標準型)</p> <p>日常生活賠償保険金</p> <p>★日常生活賠償特約</p>	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する</p> <p>法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払</p> <p>を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延</p> <p>損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得する</p> <p>ものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
<p>団体総合生活補償保険(M・S・A・D型)(疾病保険金)</p> <p>疾病入院保険金</p> <p>★疾病補償特約</p> <p>☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>P23(☆)参照</p>	<p>保険期間の開始後(*に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。)</p> <p>(*に病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数</p> <p>(注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) <p>次ページにつづく</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>疾病手術 保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆疾病手術保険 金等支払倍率 変更特約セット ☆特定精神障害 補償特約セット P23(☆)参照</p>	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後*(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合</p> <p>(*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の手術*について、次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$</p> <p>② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$</p> <p>(注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、</p> <p>③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、</p> <p>④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>前ページからの続き</p> <p>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(*) (加入者証等に記載されます。)</p> <p>など</p> <p>(注)保険期間の開始時*(*)より前に発病*した病気*(*)については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日*(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)</p> <p><支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*)2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認められた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(*)3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*)4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(*)5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p>
<p>疾病 放射線治療 保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット P23(☆)参照</p>	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後*(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合</p> <p>(*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。</p> $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ <p>(注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>	
<p>疾病通院 保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット P23(☆)参照</p>	<p>疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)</p>	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ <p>(注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 <p>(注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>	

※印を付した用語については、P23～P24の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
<p>三大疾病診断保険金</p> <p>★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> <p>団体総合生活補償保険(MS&AD型)</p>	<p>医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限り。)</p> <table border="1" data-bbox="320 454 619 902"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>(注1) 保険期間中1回に限ります。 (注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日(*より前の場合) ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) <p>など</p> <p>(*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
<p>先進医療費用保険金</p> <p>★先進医療費用保険金補償特約</p> <p>☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>次ページにつづく</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(*) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分を行い、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>次ページにつづく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) <p>次ページにつづく</p>								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">団体総合生活補償保険(MS&AD型)</p> <p>先進医療費用 保険金 ★先進医療費用保 険金補償特約 ☆特定精神障害補 償特約セット</p>	<p>前ページからの続き</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>(※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p>	<p>前ページからの続き</p> <p>(注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>前ページからの続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ●入浴中の溺水[*](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[*]によって発生した肺炎 ●P23の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P23の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>上記事項および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[*]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※4)その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p> <p>(※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> </div>

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

（*）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

※印を付した用語については、P23～P24の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険	身体障害*により、就業障害*となった場合	<p>てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額*} \times \text{所得喪失率*} \times \text{約定給付率*}$ <p>(100%)</p> <p>(注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額* (200,000円) を限度とします。</p> <p>(注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>(注3) 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>(注4) てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注5) 同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>(注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額* • 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*を限度とします。 	<p>(1) 新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害*^(*) ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害*^(*) ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害*^(*) ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害
		<p>次ページにつづく</p>	<p>次ページにつづく</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害 所得補償 保険金		<p>前ページからの続き</p> <p>(*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>前ページからの続き</p> <p>ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害^(※4)</p> <p>⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害^(※5)</p> <p>⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害^(※6)</p> <p>など</p> <p>(3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気^(※7)等(加入者証等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(※1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(※2)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(※3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(※4)「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目^(※8)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99</p> <p>(※5)「妊娠に伴う身体障害補償特約」^(※9)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(※6)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>(※7)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(※8)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>(※9)女性の被保険者にのみセット可能です。</p>

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*2) 疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等 免責に関する一部 修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (WB・WEセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更 に関する特約 (E・WEセット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
疾病手術保険金 等支払倍率変更 特約(SS・SSW・ SSLセット)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ に変更します。

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。

(*3) 職務として操縦する場合は含みません。

(*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【※印の用語のご説明】

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
特定感染症危険「葬祭費用 保険金」補償特約	補償対象者および被保険者 以外の医師

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

●「回復所得額」とは、免責期間*開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

●「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行(*1)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

(*1) いずれもそのための練習を含みます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。

・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱

・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限り、

・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、

●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。

●「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1□あたり保険金額}}{\text{加入□数}} \times \text{加入□数}$ によって算出した額となります。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称

・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称

・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項

に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為^(*)2)
 - (*)1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*)2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
 - 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
 - 「就業障害」とは、被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
 - 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
 - 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。
$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
- ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支

払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
 - ①一類感染症
 - ②二類感染症
 - ③三類感染症
 - ④指定感染症*
- (*)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{(*)1)} - \text{免れる金額}^{(*)2)}}{12(\text{か月})}$$

- (*)1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
- (*)2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱い、
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

加入取扱いに関するご注意

- この保険は法務省共済組合が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等を行った場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は法務省共済組合の組合員に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】【団体長期障害所得補償保険】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

<税法上の取扱い> (2024年5月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

自動継続の取扱いについて

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

万一、事故にあわれたり病気になられたときには

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいでからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・休業・所得証明書

・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

また、本内容については、代理請求人となられる方も必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(※)または「上記②以外の3親等内の親族」

(※)法律上の配偶者に限ります。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数・就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

ご加入内容確認事項

●本ページ以降「e-団体ネット手続きシステム」でお手続きされる場合、「記入」を「入力」と読み替えてください。

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額) 保険期間(保険のご契約期間) 保険料・保険料払込方法

2. 「e-団体ネット手続きシステム」または加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、「e-団体ネット手続きシステム」または加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

・「e-団体ネット手続きシステム」または加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

(前ページからの続き)

- ・「e-団体ネット手続きシステム」または加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか？
- ・「e-団体ネット手続きシステム」または加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプ(Eセット・WEセット)をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「GLTD(団体長期障害所得補償保険)(定額型)のタイプ(Mセット・Wセット)をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプ(SSセット・SSWセット・SSLセット・Mセット・Wセット)をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「e-団体ネット手続きシステム」のお手続きまたは「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
- ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、「e-団体ネット手続きシステム」または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】(*) 保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

【団体長期障害所得補償保険】(*) 支払基礎所得額の増額等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(「e-団体ネット手続きシステム」をご利用の場合は組合員本人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 「e-団体ネット手続きシステム」または書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず「e-団体ネット手続きシステム」または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

【団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)】

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)	回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です。		

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。
※質問3は本人介護補償に関する質問です。本制度は本人介護補償の商品はないため、質問3は告知不要です。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約

【団体長期障害所得補償保険】

- ・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

【団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)】

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(**) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(***) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

特約の名称	お取扱い
三大疾病診断 保険金補償(待機期間 不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した三大疾病 ^(※4) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金 補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含まます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※4)その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含まます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(※1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(※2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (※2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で ご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(※)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
- ・ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
先進医療費用保険金 補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※質問3は本人介護補償に関する質問です。本制度は本人介護補償の商品はないため、質問3は告知不要です。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

健康告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)		
疾病	本人介護	特定疾病対象外欄
質問1 LKA はい3	質問2 LKH はい3	質問3 LIA はい3
質問4 LKI はい4	質問5 LKI はい4	質問6 LKI はい4
※告知者ご署名欄 (注)ご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知欄における被保険者ご本人の平均年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれの方がご署名ください。		
LWS 告知日		三住 太郎
令和 6 年 8 月 20 日		

【団体長期障害所得補償保険】

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

観介種一時金 以外用		※健康状況告知書質問事項回答欄 (注1)	
質問 1	質問 2	特定疾病対象外欄	
L53	L54	L45	592 疾病・症状名
はい	はい	疾病コード	三住 太郎
いいえ	いいえ	R0	三住 太郎
※告知者ご署名欄			
三住太郎株式会社 三住太郎			
LW8 告知日 R6年 8月 20日			

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	ー	ー
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
特定感染症危険[葬祭費用保険金]補償特約	(a)保険契約者 (b)補償対象者である上表の「被保険者の範囲」の方の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)

(*1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

(*2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際の時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
本パンフレットをご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。
- (3) セットできる主な特約およびその概要
本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレットをご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になる場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
三大疾病診断 保険金補償(待機期間不設定型)特約	
先進医療費用 保険金補償特約	

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおりにです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレットをご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といいます)等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満60才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、本パンフレットのとおりのことです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額
本パンフレットをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、本パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

- ・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
 - 健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など):50%
 - 国民健康保険の加入者(自営業の方など):70%

2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお支払いいただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

注意喚起情報のご説明

(団体総合生活補償保険(標準型)、団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は法務省共済組が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(※)の「職業・職務」
(※)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(※)に関する情報
(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
- ④被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保険金受取人	<p>傷害死亡保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求められません。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

- a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b.この保険契約(※)を解約すること。

(※) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■ 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあり

ます。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(中途加入は補償開始日の午前0時)に補償を開始します。保険料は、本パンフレット記載の方法により払込みください。本パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、本パンフレット記載の方法により払込みください。本パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未經過期間分の保険料を返還します。

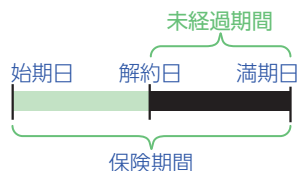
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未經過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

注意喚起情報のご説明

(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は法務省共済組が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」
- ③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(**)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- (*)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (**)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5

万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ずご記入ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができず。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険
	所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット記載の方法によりお払込みください。本パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット記載の方法によりお払込みください。本パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

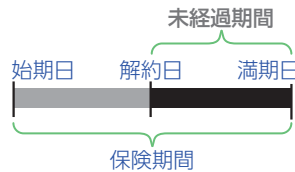
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあり

ます。

- ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(*)保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 有限会社 法務弘済会
TEL 03-3255-7021

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料) こちらからアクセスできます。



「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起こったり、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

・受付時間: [平日9:15~17:00
(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。
IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ケガの補償・賠償責任の補償は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は下記のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいでご案内します。)

引受保険会社	代理店・扱者
〈ケガの補償(B・WB・E・WE)、賠償責任の補償(K・FK)〉 三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社	損害保険代理店 有限会社 法務弘済会 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5 デiamondビル8F 電話 03(3255)7021(代表) ホームページ http://www.homu-kousai.co.jp
〈病気の補償(SS・SSW・SSL)、長期休職所得の補償(M・W)〉 三井住友海上火災保険株式会社	幹事引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第一課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 0570-000-639(ナビダイヤル)
引受割合 100%	

保険金のご請求方法について

保険金のご請求方法が2通りございます。下記よりお選びいただき、速やかに事故報告をしてください。
事故報告完了後、三井住友海上の支払担当者より必要書類等のご案内をさせていただきます。

請求方法1 インターネット事故受付サービスから請求

スマートフォンで右記の二次元コードを読み取り、
三井住友海上ホームページへアクセス。
<https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>
※証券番号と加入者番号は加入者証でご確認ください。



WEB上に必要事項を入力し、事故受付完了!ケガの場合はご請求まで完結するケースも!

※ご利用できない事故も一部ございますのでご注意ください。

請求方法2 お電話で請求

三井住友海上事故受付センター

(24時間365日受付)

0120-258-189



お電話で事故報告後、三井住友海上のお支払担当者からご請求に関する書類をご案内させていただきます。

三井住友海上へご連絡済みの事故についてのお問い合わせ先



三井住友海上からお送りしている請求書類に記載の担当者宛てにご連絡をお願いします。

※ケガ・病気のご請求について担当者が不明の場合

三井住友海上火災保険株式会社 傷害疾病第三保険金お支払センター

TEL.03-3259-8107 (平日9時~17時)

(注)ご連絡がつきにくいお客さまにはSMSでご連絡させていただく場合がございます。

※以下のお問い合わせ先ではお支払いの判断が出来かねますのでまずは上記の通りご請求いただきますようお願いいたします。

内容変更や脱退のお手続き方法について

内容変更(改姓を含む)や脱退のお手続きをご希望の方は共済のご担当者様へお申し出ください。書面でのお手続きをご案内いたします。※夏の募集期間中はオンラインで内容変更・脱退のお手続きが可能です。

お問い合わせ先

代理店・扱者

損害保険代理店 有限会社 法務弘済会
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5 デiamondビル8F
電話 **03-3255-7021** (代表)
受付時間: 9:00~17:00 (土日・休日を除く)
ホームページ <http://www.homu-kousai.co.jp>

幹事引受
保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部 営業第一課
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL 0570-000-639 (ナビダイヤル)
受付時間: 9:00~17:00 (土日・祝日を除く)

事務取扱窓口

株式会社 日本共同システム 団体保険手続き案内センター
TEL **03-5348-5933**
受付時間9:00~17:00 (土日・休日を除く)

- お問い合わせの際には団体名「法務省共済組合」をお知らせください。
- ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。